

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 29 年 1 月 24 日（火）

担当課：こども部こども総務課

件 名：大和市子どもの外遊びに関する基本条例の制定について	
提出理由：子どもの外遊びに関する基本条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・現在の子どもたちの体力や運動能力は、昔に比べて低下傾向にある。これは、テレビゲームなどの室内遊びの時間が増えたことや、空き地などの外遊びができる場所の減少などにより、日常生活で身体を動かす機会が減っていることが原因と考えられる。 ・子どもたちは、外遊びをすることで体力や運動能力が向上するだけでなく、風邪などの病気にかかりにくくなり、また五感が刺激されて豊かな感性が育まれ、同世代、異世代の友達や地域の人々に関わることで、社会性や生きる力が身につくという効果も期待できる。 ・平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の結果では、小学生の筋力と柔軟性についてはよい結果が得られたものの、総合的には小中学生ともに全国平均と比べて課題がみられる状況である。 (1) 国の状況 ・文部科学省では昭和 60 年頃から子どもの体力・運動能力の低下傾向が続いていると分析しており、平成 15 年度から子どもの体力向上推進事業を実施している。 (2) 神奈川県状況 ・平成 27 年 5 月から子どもの時から健康寿命日本一を目指し、子どもの体力向上を図る「子ども☆キラキラプロジェクト」を推進している。 (3) 本市の状況 ・平成 27 年 3 月に策定した「大和市子ども・子育て支援事業計画」では、子どもの遊び場や居場所を求める声を踏まえ、子どもたちが思い切り遊ぶことのできる場を整備することを施策の方向性として掲げている。 ・今後も「健康都市やまと」を推進していくためには、将来を担う子どもたちに対する健全育成の取組みをさらに推進する必要がある。	2. 条例制定の基本的な考え方 ・本市における「健康都市やまと」のさらなる実現に向けて、子どもたちが外でのびのびと思い切り体を使って遊ぶことができる環境整備等を促進することは、将来を担う子どもの心と身体の健全な育成のために大変重要であり、市の意思として明確に規定し、市民等の協力も定めることから、基本条例として制定する。 ・子どもにとっての外遊びの必要性、重要性を踏まえ、市、市民及び市内事業者等が配慮すべき事項を定める。 3. 条例に定める主な内容 (1) 子どもの外遊びに関する条例の目的 (2) 市が推進する施策 (3) 市民等の協力 (4) 保護者の配慮事項 4. 本市の取り組み ・乳幼児期は走る・跳ぶ・投げるなど身体の基本的な動きを学習し、運動の仕方を身につけるための大切な時期であることを、市のホームページやイベント・講座の開催時など様々な機会をとらえ、保護者に対して発信するとともに、外遊びを促すための事業の推進を図る。 ・学齢期ではより良い運動習慣や生活習慣の形成と体力向上に取り組む。 ・放課後子ども教室では、校庭を活用した外遊びを奨励する。 ・平成 26 年度から進めている「ボール遊びもできる公園」の整備を今後も推進し、子どもたちが外遊びをしやすい環境の充実を図る。 5. 他市の状況 ・東京都千代田区 H25. 4. 1 施行 「子どもの遊び場に関する基本条例」
経 過 H21. 2 「健康都市 やまと」宣言 H27. 3 大和市子ども・子育て支援事業計画策定 H28. 2 大和市教育大綱策定	今後の予定 H29. 1 大和市子ども・子育て会議で意見聴取 H29. 2 議案提出 H29. 4 条例施行、広報掲載